

2022年10月27日

お客さまへ

株式会社山陰合同銀行

個人ローン契約書改定のお知らせ

山陰合同銀行では、2020年11月2日の手数料改定に伴い、下記1.に記載する契約書の一部を変更しましたが、民法548条の4（定型約款の変更）で定められた事前周知を実施していなかったことが判明しました。お客様にはお詫び申し上げますとともに、改定内容および改定日を周知いたします。

記

1. 該当契約書

- (1) 住宅ローン利用時／利用者限定フリーローン借入申込書兼金銭消費貸借契約証書
- (2) ごうぎんキャッシュバンクネオ（一括借入型）借入申込書兼金銭消費貸借契約証書兼保証委託契約書
- (3) 借入申込書兼金銭消費貸借契約証書兼保証委託契約書

2. 改定日

2022年12月1日（木）

3. 改定内容（改定する箇所のみ記載しています。）

- (1) 住宅ローン利用時／利用者限定フリーローン借入申込書兼金銭消費貸借契約証書
第2条（繰り上げ返済）

改定前	改定後
<p>__1 省略__</p> <p>2. 繰り上げ返済をするときに未払利息がある場合は、繰り上げ返済日に全額支払うものとします。</p> <p>3. 一部繰り上げ返済をする場合は、前2項によるほか、下表のとおり取扱うものとします。</p> <p>__以下省略__</p>	<p>__1 省略__</p> <p>2. 繰り上げ返済をするときに未払利息がある場合は、繰り上げ返済日に全額支払うものとします。</p> <p>3. 借主が繰り上げ返済をする場合には、各商品の別に、銀行所定の手数料を支払うものとします。なお、手数料金額は銀行の都合により変更ができるものとし、変更する場合は、銀行店頭または銀行ホームページその他の適切な方法によりお知らせすることとします。</p> <p>4. 一部繰り上げ返済をする場合は、前3項によるほか、下表のとおり取扱うものとします。</p> <p>__以下省略__</p>

(2) ごうぎんキャッシュバンクネオ（一括借入型）借入申込書兼金銭消費貸借契約証書兼保証委託契約書

(3) 借入申込書兼金銭消費貸借契約証書兼保証委託契約書

第2条（繰り上げ返済等）

改定前	改定後
<p>__ 1 省略 __</p> <p>2. 繰り上げ返済をするときに未払利息がある場合は、繰り上げ返済日に全額支払うものとします。</p> <p>3. 一部繰り上げ返済をする場合は、前2項によるほか、下表のとおり取扱うものとします。</p> <p>__以下省略__</p>	<p>__ 1 省略 __</p> <p>2. 繰り上げ返済をするときに未払利息がある場合は、繰り上げ返済日に全額支払うものとします。</p> <p>3. 借主が繰り上げ返済をする場合には、各商品の別に、銀行所定の手数料を支払うものとします。なお、手数料金額は銀行の都合により変更ができるものとし、変更する場合は、銀行店頭または銀行ホームページその他の適切な方法によりお知らせすることとします。</p> <p>4. 一部繰り上げ返済をする場合は、前3項によるほか、下表のとおり取扱うものとします。</p> <p>__以下省略__</p>

<ご参考>

各種手数料改定のお知らせ（2020年8月3日付ニュースリリース）から抜粋

●無担保ローン※1 ※2020年11月2日(月)以降のお申込受付分から新設後の手数料を適用させていただきます。

	項目	新設後
新設	一部繰上返済手数料	5,500円
	その他条件変更手数料	5,500円

※1：カードローンは除きます。

以上